

“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

北米

2017年6月29日

米上院共和党、オバマケア代替法案の採決先送りの影響

米国下院では5月にオバマケアを廃止して新制度に置き換える法案(下院案)が217対213の僅差(共和党20人が反対)で可決しました。上院(定数100)の法案(上院案)も採決が延期されたように、難航必至の情勢です。

米上院:ヘルスケア法案(上院案)の採決を見送り、独立記念日の休会後まで延期へ

米上院共和党のマコネル院内総務は2017年6月27日、医療保険制度改革(オバマケア、現行法)の代替法案(上院案)の月内採決をあきらめ、7月4日の独立記念日に伴う休会の後まで延期すると表明しました。多くの無保険者が出るとの試算(図表1、2参照)が示されたことで反発が強まり、過半数の賛成が確保できないと判断したためと見られます。

どこに注目すべきか:

オバマケア、無保険者数、中間選挙

米国下院では5月にオバマケアを廃止して新制度に置き換える法案(下院案)が217対213の僅差(共和党20人が反対)で可決しましたが、上院(定数100:共和52、民主48)の法案(上院案)も採決が延期されたように、難航必至の情勢です。

まずは上院の人数構成を再確認します。上院の定数は100ですが、採決で同数の場合ペンス副大統領の決裁票が加わるため、共和党からの反対が2名までなら共和党は法案を通すことが期待されます。報道などによると、オバマケア代替法案(上院案)に対し共和党上院議員の10名程度が、強弱の差はあれ、反対している模様です。

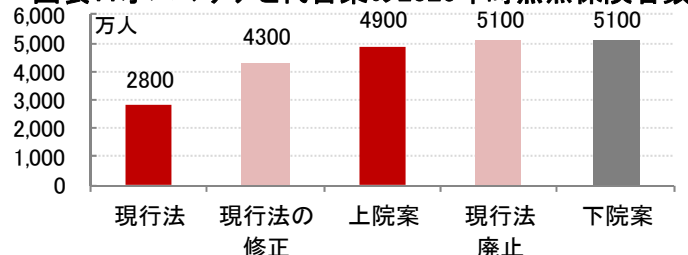
反対の理由のひとつは無保険者数の増加です。27日の決定に先立って議会予算局(CBO、予算等の分析を提供する独立機関)から公表されたレポートで、2026年時点の無保険者の数は上院案では4900万人に上り、下院案より少なくなりますが、それでも現行法(オバマケアを続けた場合)の2800万人に比べ大幅な増加が示唆されています(図表1参照)。そのうえ、CBOの推計で無保険者数の推移を見ると2017年は同程度ですが、適用が拡大する2018年に急激に無保険者の増加が想定されます(図表2参照)。上院は改選議席数が2年ごとに3分の1とはいえ、2018年には(早くも)中間選挙を控え、無保険者数の増加に慎重な面もあるようです。

ただ、上院案は下院案を見直したこともあり、下院案に比べ改善点も見られます。無保険者の数は下院案の5100万人よ

りは少なく設計されています。その上、CBOの推計を見ると、2026年までの累計の財政改善(歳出削減)効果は下院案の約1200億ドルに比べ、上院案では約3210億ドル削減と推計されています。

一部改善の見られる上院案でも、採決が先送りされたのは、共和党内部に歳出削減を指示する共和党の伝統的な保守派と、歳出削減より弱者保護を支持する穏健派に分かれていることです。野党の民主党が反対で一致すると、共和党からはわずか3人の反対で法案は通らない状況です。ただ、仮にこの法案が通らなければ、日期的にも税制など他の重要法案に悪影響は必至です。中間選挙への影響を考えれば、政治の話だけに先行き不透明ですが、どこかの時点で妥協する可能性も期待されます。それでも、今後の流れとして医療保険制度改革を終わらせてから、2018年予算決議、同時期に債務上限引き上げ、税制改革という、相当タイトな日程です。医療保険制度改革の遅れの影響が気懸かりです。

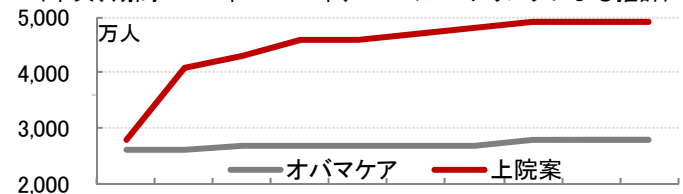
図表1:オバマケアと代替案の2026年時点無保険者数



※現行法の修正:医療制度改革法案で不人気の個人加入義務を廃止の場合

図表2:オバマケアと上院案の無保険者数の推移

(年次、期間:2017年~2026年、CBOのスコアリングによる推計)



出所:CBO、責任ある連邦予算委員会を使用しピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。